

埼玉地方最低賃金審議会令和6年度実地視察

1 概要

(1) 視察先

- ・企業：株式会社ヤオコー（本社所在地：埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1）
埼玉県を中心に、関東圏にスーパーマーケット「ヤオコー」等を展開する。店舗数は199、売上高は5644億円（いずれも2023年3月現在）。

社員の区分

正社員：異動制限なし

地域限定正社員：通勤の距離と時間で、決まった範囲内で異動

パートナー：週20時間以上勤務

ヘルパー：週20時間未満の勤務

アルバイト：学生、シニア層

- ・店舗：ヤオコー川越西口店（埼玉県川越市新宿町1丁目17-1）

(2) 視察日

令和6年6月17日（月）

(3) 視察者等

視察先企業：人事総務部3名、労働組合中央執行委員長1名

審議会委員：公益代表委員4名、使用者代表委員4名、労働者代表委員3名

事務局3名

2 店舗の視察

売場、バックヤード、各部門（惣菜、青果、精肉、鮮魚）の作業場を回り、労働者の様子を視察した。

3 賃金に関する意見交換

○賃金の決定状況

パートの時給は、周辺の賃金相場を見て、店舗ごとに決めている。

早朝、夕方、土日・祝日などは、シフトの希望が少ないので、時給を高く設定している。

R6年春の賃上げは、正社員が5.7%、パートは6.3%であった。これまで、パートの時給を上げるタイミングは、春と最賃改定時期の2回あった。今年の春は、最賃の引上げを見込んで上げた。

○「年収の壁」関係

時給が上がったことによって、パートナー社員からヘルパー社員に変更したいという人が出ている。

もともと社会保険に加入していた人は年収の壁支援策を使うことができない。支援策を使える人との間に不公平感がある。また、支援パッケージ自体は3年で終わってしまうため、手取額が下がるタイミングが後ろ倒しになるだけ。当社では支援パッケージは使っていない。

支援パッケージは使い勝手が悪い。同業他社でも、使っているのは1社のみ。

賃金額が上がる一方で、「年収の壁」の額が変わっていないことが問題。

収入を扶養の範囲で調整するために、就業時間を調整する人が多い。年末に就労調整する人が集中しないように、給与明細に、1月からの累積額を表示している。それでも、11月になるとシフトを減らしたいという人が出てくる。

○人手不足への対応

時給は、エリアごとに区分している。低いところは1,070円、高いところでは1,200円。草加や川口など、東京都と隣接する地域では、より賃金水準の高い東京都に働きに出てしまう人が多く、求人に対する応募が少ない。茨城の古河の辺りからは、埼玉県に人が流れてくる。地方の方が人手は不足する。